

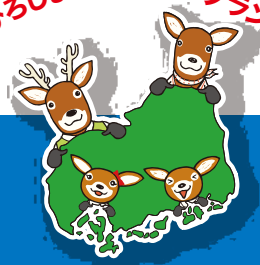
# スマホの使い方 教えてあげましたか？

「勝手に覚えるから」「子どもを信じているから」いろいろ理由をつけて、そのまま子どもに使わせていませんか？ 犯罪被害にあってから後悔してしまう前にインターネットの利用方法についてしっかり話し合って家庭でのルール作りやフィルタリングの利用をお願いします。



「減らそう犯罪」広島県総ぐるみ運動  
マスコットキャラクター「モシカ」

「減らそう犯罪」第5期  
ひろしまアクション・プラン



# ～ネットの落とし穴に踏み込まないで～

## ケース その1

### 信用している彼氏や友達に、写真を送っただけなのに…

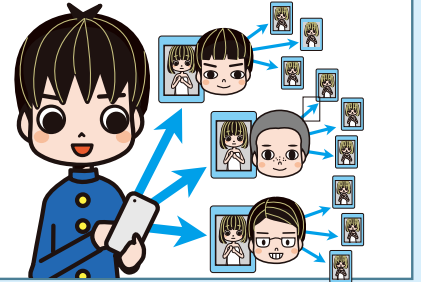
1 彼氏から変なお願いがきて…



2 断りきれずに送ってしまった



3 なんと彼氏がその写真をクラスの男子たちに転送! さらにネットで拡散された!



彼氏・彼女や友達などの信用する相手であっても、絶対に裸の画像を送ってはいけません。一度ネット上に流出した画像は全てを回収・削除することはできません。また、友達などに裸の写真を送信させたり、裸の写真を他の人に転送することは『犯罪』です。

## ケース その2

### SNSに「家出したい」と書き込んだら、優しいお兄さんが…

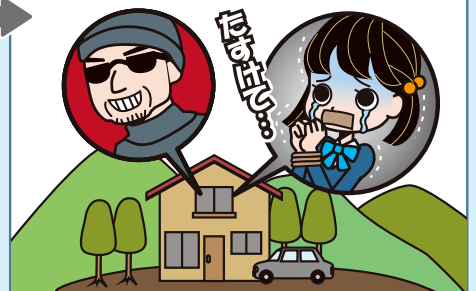
1 SNSに「家出したい」と書き込み



2 優しいお兄さんが返事くれた



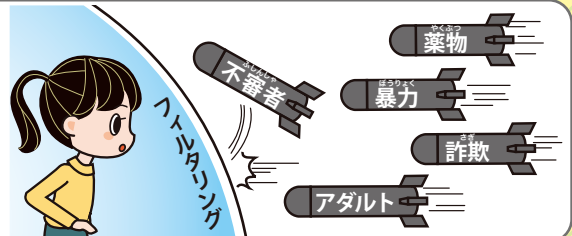
3 会いに行ったら遠い場所まで車で連れていかれ、そのまま閉じ込められた!



SNSを使う子供たちが、事件にまきこまれる事が増えています。犯罪者は、優しい言葉をかけてきたり良い人のふりをして、子供たちに近づきます。「二人で遊ぼう」「泊めてあげる」などの言葉で子供が外に誘い出され、いたづらをされたり誘拐される事件がおきています。

## 必ずフィルタリングを!

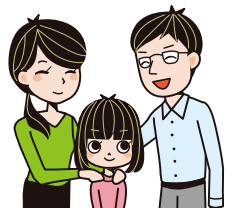
被害児童の約9割がフィルタリングを利用していませんでした。青少年インターネット環境整備法では販売店等に対し、青少年が携帯電話を使用する際の年齢確認やフィルタリングの説明を義務付けています。保護者は説明をしっかりと聞き、年齢や利用状況に応じたフィルタリングを設定しましょう。



## 家庭でのルール作り 【具体例】

- インターネットで知り合った人と直接会わない
- 個人情報やインターネットに書き込まない
- 下着や、裸の写真は撮らない、撮らせない
- 人の悪口を書き込まない
- パスワードは保護者が管理する

- アプリをダウンロードするときは保護者に確認する
- 不審なメールや、知らない人からのメールは必ず保護者に見せる
- リビングなどの決められた場所で使用する
- 利用時間は1日〇時間まで
- ルールが守れないのなら、使用禁止



相談は  
少年相談窓口へ

警察では、子供や保護者から、インターネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関するあらゆる相談を電話またはメールにより受け付けています。広島県警察の少年相談窓口(ヤングテレホン等)または最寄りの警察署、少年サポートセンターまで相談してください。

ヤングテレホン 082-228-3993 ヤングメール(広島県警察ホームページ内)